

おすすめプランの保険料例

二輪自動車		補償充実プラン	人身傷害プラン	搭乗者傷害プラン	
補償内容	対人賠償責任保険	無制限	無制限	無制限	
	対物賠償責任保険 (免責金額 ^(※) なし)	無制限	無制限	無制限	
	人身傷害保険	1,000万円	1,000万円	—	
	搭乗者傷害保険 (一時金払)	500万円	—	500万円	
保険種類		AAP	AAI	AAP	AAI
運転者年齢条件	年齢を問わず補償	185,400円	232,250円	154,210円	192,630円
	21歳以上限定	101,510円	125,830円	83,850円	104,590円
	26歳以上限定	71,720円	80,590円	58,320円	67,100円
	30歳以上限定	70,890円	79,400円	57,490円	65,910円
	35歳以上限定	65,810円	—	53,610円	—

二輪自動車
ご契約条件
(共通)

- ノンフリート契約
- 記名被保険者:個人
- 保険期間の開始日・ご契約期間:2025年1月1日から1年間
- 使用目的:日常・レジャー使用
- 運転免許証の色:ゴールド
- ノンフリート等級:6S等級
- 事故有係数適用期間:0年
- 払込方法:一時払
- 記名被保険者の保険期間の開始日時点年齢:40歳
- セットする特約:人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約
- その他特約・割引:なし

原動機付自転車		補償充実プラン	人身傷害プラン	搭乗者傷害プラン	
補償内容	対人賠償責任保険	無制限	無制限	無制限	
	対物賠償責任保険 (免責金額 ^(※) なし)	無制限	無制限	無制限	
	人身傷害保険	1,000万円	1,000万円	—	
	搭乗者傷害保険 (一時金払)	500万円	—	500万円	
保険種類		AAI	AAI	AAI	
年齢条件	年齢を問わず補償	142,590円	122,560円	98,220円	
	21歳以上限定	98,620円	78,590円	53,780円	

原動機付自転車
ご契約条件
(共通)

- ノンフリート契約
- 記名被保険者:個人
- 保険期間の開始日・ご契約期間:2025年1月1日から1年間
- ノンフリート等級:6S等級
- 事故有係数適用期間:0年
- 払込方法:一時払
- セットする特約:人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約
- その他特約・割引:なし

(※) 免責金額…お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

●このチラシは保険商品の概要を説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただかず、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>



個人用
AIG損保の

バイク保険

快適なバイクライフをサポートする保険のご提案

AIG損保なら、**二輪自動車*もリスク細分型自動車保険のAAP(家庭用総合自動車保険)**でご契約いただけます。
AIG損保のバイク保険なら、お客さま一人ひとりにあった安心の補償と充実の事故対応をご提供します。
※事業専用車を除きます。

ゴールド免許証

日常・レジャー使用

35歳以上限定

の方におすすめ!

合理的な保険料設計

ご契約のお車の
用途車種

AAP
(家庭用総合自動車保険)

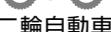


二輪自動車

合理的な保険料

AAPは運転者年齢条件に加えて、「運転免許証の色」とご契約のお車の「使用目的」に応じた保険料が設定されます。

AAI
(一般用総合自動車保険)



二輪自動車

原動機付自転車

■ 運転者年齢条件と記名被保険者年齢別料率区分 ■

運転者年齢条件特約

この特約で年齢条件の対象となる方

- ① 記名被保険者^(※1)
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①～③のいずれかの方の業務に従事中の従業員
(注)①～④の方以外は年齢条件に関係なく補償します。

高 い	保険料 ^(※2)				安 い
	年齢を問わず補償 AAP	21歳以上限定 AAI	26歳以上限定 AAI	30歳以上限定 AAI	
高 い	○	○	○	○	○
安 い	○	○	○ ^(※3)	○ ^(※3)	—

(※1) ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます(以下、同じとします)。

(※2) 記名被保険者の年齢が同じ場合

(※3) 二輪自動車のみ対象となります。

記名被保険者年齢別料率区分

記名被保険者が個人のご契約で、かつ、運転者年齢条件を「26歳以上限定」「30歳以上限定」「35歳以上限定」のいずれかで設定される場合、記名被保険者年齢に応じた保険料が適用されます。

【記名被保険者年齢別料率区分の適用条件】

- 保険期間が1年以下の場合：保険期間の開始日時点における記名被保険者年齢に応じて適用します。
- 保険期間が1年超の場合：保険期間の開始日の応当日時点における記名被保険者年齢に応じて、保険年度ごとに適用します。
- 保険期間の中途で記名被保険者を変更される場合：保険期間の開始日(保険期間が1年超の場合は、各保険年度における保険期間の開始日の応当日)時点における変更後の記名被保険者の年齢に応じて適用します。

(注1) 運転者年齢条件が同じであっても、記名被保険者年齢によつて適用する保険料が異なります。

(注2) 記名被保険者年齢別料率区分は保険料算出のための区分であり、補償される運転者の年齢区分ではありません。補償される運転者の年齢は運転者年齢条件により決定されます。

■ 運転免許証の色とお車の使用目的 ■

運転免許証の色

記名被保険者の保険期間の開始日時点での運転免許証の色で判定します(運転免許証の現物で確認します)。

高 い	保険料				安 い
	ゴールド免許証以外 (ブルー・グリーン)	ゴールド免許証	ゴールド免許証	ゴールド免許証	
高 い					安 い
安 い					—

⚠ AAPでは、ご申告いただいた「運転免許証の色」またはご契約のお車の「使用目的」が事実と異なっていた場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

使用目的

業務使用^(※1) 通勤・通学使用^(※2) 日常・レジャー使用^(※3)



(※1) 年間を通じて平均月15日以上業務で使用される場合

(※2) 運転者本人自らの通勤・通学(最寄の駅などへの送迎を含みません)に、年間を通じて平均月15日以上使用される場合

(※3) 「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにもあてはまらない場合

(注)「年間を通じて」とは、保険期間の開始日時点(保険期間の中途で使用目的が変更となった場合はその時点)以降1年間をいいます。

しっかり守る、安心の補償

賠償に関する補償

対人賠償責任保険

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

対物賠償責任保険

ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物に損害を与えること、またはご契約のお車が誤って線路に立ち入り電車等を運行不能にさせることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

示談交渉サービス

対人・対物事故の場合、被保険者からお申し出があり、事故の相手の方の同意が得られれば、弊社は、原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けします。
(注)被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない事故(一方的な被害事故など)の場合や被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合などは示談交渉のお引き受けはできません。

ご自身や同乗者の補償

人身傷害保険

補償の対象となる事故により被保険者が死傷した場合に、損害(治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます)に対して保険金をお支払いします。

[人身傷害保険の補償対象となる方]

- ① 記名被保険者または個人被保険者 ② ①のご家族
③ ①および②以外の方で、ご契約のお車に乗車中の方^(※1) ④ ①～③以外の方で、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者^(※2)

人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約をセットした場合は、次のいずれかに該当する方に限り、被保険者となります。ただし、①に該当する方は、ご契約のお車の運行に起因する事故(「ご契約のお車に乗車中の事故」に限定されません)により死傷した場合で、かつ、それによって自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときに限り、補償の対象となります。

⑦ ご契約のお車に乗車中の方^(※1) ⑧ ⑦以外の方で、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者

(※1)自動車専用道路等上で、ご契約のお車を一時的に離れている方を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている場合などを除きます。

(※2)ご契約のお車の運行に起因する事故により死傷した場合で、かつ、それによって自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときに限ります。

記名被保険者が個人の場合、または個人被保険者を設定した場合、上記①および②に該当する方は歩行中などの自動車事故も補償の対象となります。またAAPの場合、自動車事故だけでなく、交通乗用具の事故や駅構内の事故も補償の対象となります。

■ お客様の過失部分も補償します。

例えば、 過失割合70(お客様):30(相手の方)の場合、お客様の治療費などは…	●人身傷害保険がセットされていないと お客様の過失(70%)自己負担 相手の方の過失(30%)	●人身傷害保険がセットされていると AIG損保がまとめて補償
---	---	-----------------------------------

■ 相手の方との交渉は不要です。 AIG損保がまとめて補償します。



■ 人身傷害保険の主な補償範囲と事故例

事故例	<○:補償されます ×:補償されません>		
	ご契約のお車に 乗車中の事故	歩行中などの 車外の自動車事故	その他(自動車事故以外) の交通事故や駅構内の事故など
AAP	○	○	○
AAI	○	○	×

自損事故特約

電柱への衝突や崖からの転落などのご契約のお車の単独事故などにより、被保険者が死傷した場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときに、保険金をお支払いします。

(注)対人賠償責任保険をセットし、かつ、人身傷害保険をセットしないご契約に自動的にセットされます。

無保険車傷害特約

無保険自動車との事故により、被保険者が死亡した場合または約款に定める後遺障害を被った場合で、十分な賠償を受けられないときに、保険金をお支払いします。

(注)対人賠償責任保険をセットし、かつ、人身傷害保険をセットしないご契約に自動的にセットされます。

●主な用語 バイク:二輪自動車または原動機付自転車に該当する自動車をいいます。

原動機付自転車:用途車種が一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である自動車をいいます。

事業専用車:プライベートや通勤には一切使用せず、業務のみに使用する自動車をいいます。

ご家族:記名被保険者または個人被保険者の配偶者、記名被保険者または個人被保険者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

末婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

搭乗者傷害保険

被保険者がご契約のお車の自動車事故により、死傷した場合に保険金をお支払いします。

医療保険金

次の「日数払」または「一時金払」からお選びいただけます。

- 日数払 医師の治療のため入院または通院した日数^(※1)に対して、入院1日につき入院保険金額、通院1日につき60日を限度に通院保険金額をお支払いします。
(※1)事故日からその日を含めて180日を経過した後の期間に 대해서は、保険金をお支払いできません。

- 一時金払 事故日からその日を含めて180日以内に医師の治療のため入院または通院した場合、次の額をお支払いします。

● 入院または通院の合計日数が4日以内の場合: 治療給付金として1万円

● 入院または通院の合計日数が5日以上^(※2)の場合: 入通院給付金として約款の医療保険金支払額基準表に定める額(ケガの部位・症状に応じて10万円～100万円)

(※2)5日目の入院または通院の日が事故日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

死亡保険金

事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡した被保険者1名につき、保険金額の全額(既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます)をお支払いします。

後遺障害保険金

事故日からその日を含めて180日以内に約款に定める後遺障害を被った場合に、後遺障害を被った被保険者1名につき、後遺障害の程度に応じて保険金額の4～100%の額をお支払いします。

選べる、その他の補償

他車運転特約(二輪・原付)

記名被保険者(個人被保険者)またはそのご家族が、借りたバイクを運転中(駐車中または停車中を除きます)の事故について、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険および自損事故特約のうちご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。

レッカー等諸費用特約

ご契約のお車が自動車事故、故障、落輪または電欠等により自力走行不能となった場合に、被保険者が実際に負担した次の費用について、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、落輪により自力走行不能となった場合は、ご契約のお車をクレーンなどで引き上げる費用に限ります。

<お支払いする保険金>

費用	費用の内容・条件	支払限度額
車両搬送費用	●ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場などへ搬送するための費用 ●落輪したご契約のお車をクレーンなどで引き上げる費用	1回の事故・故障につき、30万円
車両運搬・引取費用	ご契約のお車が自力走行不能となった地から修理工場等へ搬送 ^(※) され、修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用など	車両搬送費用に同じ
臨時宿泊費用	ご契約のお車が自力走行不能となった地から修理工場等へ搬送 ^(※) されたため、被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、ホテルなどの宿泊施設を利用するために必要な1泊分の客室料	1回の事故・故障につき、被保険者1名あたり1万円
臨時帰宅・移動費用	ご契約のお車が自力走行不能となった地から修理工場等へ搬送 ^(※) されたために、被保険者が損害発生の地から出発地、居住地または当面の目的地のいずれかへ移動するにあたり、合理的な経路および方法により、ご契約のお車の代替となる交通機関を利用した場合に必要な費用 (注)ハイヤー・グリーン車等の利用により通常の交通費を超過した場合のその超過額、謝礼、およびタクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代(電気自動車の場合の電気代を含みます。)・有料道路料金は除きます。	1回の事故・故障につき、被保険者1名あたり2万円

(※)法令等により走行が禁じられると弊社が認めた状態で、修理工場等へ自力で走行した場合を含みます。

24時間365日対応

バイクライフをサポートする充実の事故対応とサービス

事故受付センター

深夜・休日でも平日と同様の初期対応サービスをご提供します。

事故受付

…24時間365日いつでも保険事故の内容や相談を受付けます。

初期対応サービス

…相手の方への連絡、代車の手配、病院への手配など

(注)事故状況等によっては、初期対応サービスをご提供できない場合があります。

ロードレスキュー

お車のトラブルにお役に立ちます。

事故・故障などでご契約のお車が自力走行不能となった場合、レッカー・搬送業者などの手配や現場応急対応などが、ご利用いただけます。

詳しくは「ロードレスキュー」のチラシをご覧ください。

(注1)「ロードレスキュー」は、「レッカー等諸費用特約」をセットいただいた場合にご利用いただけます。

(注2)「ロードレスキュー」は、「レッカー等諸費用特約」による補償と、「付帯サービス」により構成されます。

(注3)「ロードレスキュー」は、弊社提携会社が提供するサービスです。

▶ 各サービスは予告なく、変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

0120-416-652

[スマートフォン・携帯電話からもご利用になります。]

●主な用語 バイク:二輪自動車または原動機付自転車に該当する自動車をいいます。

原動機付自転車:用途車種が一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である自動車をいいます。

事業専用車:プライベートや通勤には一切使用せず、業務のみに使用する自動車をいいます。

ご家族:記名被保険者または個人被保険者の配偶者、記名被保険者または個人被保険者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

末婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●主な用語 被保険者:保険の補償の対象となる方をいいます。

個人被保険者:保険証券の個人被保険者欄に記載されている方をいいます。記名被保険者が法人の場合、ご希望により記名被保険者とは別に設定することができます(ご契約によっては設定いただけない場合があります)。

保険金額:ご契約いただいた保険契約でお支払いすべき事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(支払限度額)をいいます。